

1. 犬山市協働のまちづくり基本条例って何？

人口減少や少子高齢化の進展、若年世代の流出などによって、地域の担い手不足が深刻になり、地域コミュニティを維持していくことが困難になりつつあります。犬山市では、「活躍の場づくり」を第5次総合計画改訂版の重点施策の一つに掲げ、若者、女性、高齢者など、市民の誰にも活躍の場があり、にぎわいと活力のあるまちをめざしています。

犬山市協働のまちづくり基本条例は、まちづくりや地域課題の解決に向けた取組みに市民のみなさんが参加しやすくなるように、基本的な考え方や市民・議会・行政の役割・責務、協働の仕組みやルールなどを定めるとも大切な条例です。

条例の検討にあたっては、多くの市民の方に参加していただき、「市民の意思でつくる市民のための条例」をめざしています。

2. 条例にはどんなことを書いたらいいの？

いぬみらメンバーが、犬山市の未来を想って考えた「条例の基本的な考え方」は次のとおりです。

◆総則・まちづくりの基本原則

条例の位置づけ

この条例の位置づけを
●市のまちづくりに関する最も基本的な意志の表明
とします。



市民の定義

犬山市に関わるすべての人にまちづくりに参加してもらえよう、この条例では、「市民」の定義を
●市内に住む人
●市内で働く人
●市内の学校に通う人
と定め、市内で活動もしくは事業を行う法人も含むこととします。

まちづくりの基本原則

犬山市らしいまちづくりを進めるため、最も大切にしなければならない決まり（基本原則）として
●情報共有の原則
●市民参加の原則
●協働の原則
●平等の原則
●信頼の原則
を定めます。

◆まちづくりの担い手としての役割と責務

市民の権利

市民が議会、行政と対等な立場で協働しながらまちづくりを推進できるように、市民の権利として
●知る権利
●参加する権利
を定めます。

市民の役割と責務

市民が担う役割と責務として
●まちづくりの推進、担い手としての自覚を持つこと
●自らの発言と行動に責任を持つこと
●次世代に引き継ぐことを定めます。

市（行政）の役割と責務

市（行政）が果たすべき役割と責務について、市長と職員に分けて定めます。
●市長の役割
・市民の声を聞く
・リーダーシップをとる
・市の代表者
●職員の役割
・積極的に市民の意見を把握する
・能力の向上、知識の習得を図る
・地域社会の一員であることを自覚する

議会の役割と責務

議会が果たす役割も協働のまちづくりを進めるうえでは重要です。犬山市では、平成23年に「犬山市議会基本条例」が制定されているため、
●議会基本条例の内容を尊重し、議会と議員それぞれについて記載することとします。

◆市民参加・協働のしくみとルール

市民参加

市政やまちづくりへの市民参加の仕組みに関する基本的な考え方として

- 市民とまちづくり情報を共有する
 - 多くの市民参加の場や機会を設ける
 - 参加しやすい多様な工夫と環境づくりに努める
 - 市民、議会及び行政は、市民参加の結果を尊重し、市のまちづくりに反映させるよう努める
- ことを定めます。
詳細については、別の条例で定めることとします。

子どもの参加の権利

子どもの頃からまちづくりに参加してもらうことで、将来的には主体的に関わってもらえるように
●子どもの参加の権利について特筆して記載することとします。

協働、市民活動・地域自治活動の推進

地域自治活動、市民活動の推進単位を

- 志縁コミュニティ(NPO等の市民活動団体)
 - 地縁コミュニティ(町内会、区、コミュニティ協議会等)
- の二つに整理し、各種団体や活動について定めます。

協働を推進するための基本的な考え方として

- 協働によるまちづくりを推進する
 - 協働を推進するための支援制度等を整備する
 - 協働推進のための人材育成や交流の機会を提供する
- ことを定めます。

協働推進や団体の活動を保証するための具体的な仕組みについては、別の条例で定めることとします。

住民投票

市政に関する重要な事項について、住民が直接的に意思を示すことができる住民投票については、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、実施することができます。
●住民投票については、その都度条例で定める。

選挙のあり方

市民の意見をまちづくりに反映させる代表者を選ぶためのものであり、市政への間接的な市民参加の手段として重要なものである選挙のあり方について定めます

- 市民の選挙への関心を高める
 - 市政に関する情報を共有する機会を設ける
- ただし、公職選挙法に抵触しないよう注意する必要があります。

◆市政運営

総合計画

平成23年の地方自治法の改正により、策定に関する法的根拠がなくなった総合計画について、市全体のまちづくりの方向性を示すために必要なものとして、この条例の中で
●総合計画の策定について規定することとします。

条例の検証、見直し

条例の実効性を確保するために
●5年ごとに見直しを実施する
●市民参加による検証のための組織を設置することと定めます。
ただし、社会環境の急激な変化に対応できるよう、5年未満での見直しを妨げないこととします。



3. 今後の予定は？

いぬみらの意見集やタウンミーティング、各種団体へのヒアリング等でいただいたご意見などを基に、具体的な条文案の作成を行っていきます。

条文案の作成過程においても市民のみなさんと意見交換を行い、審議会を設置して平成30年度中の条例制定をめざします。



いぬやま未来会議のあゆみ

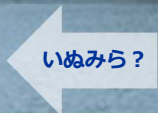
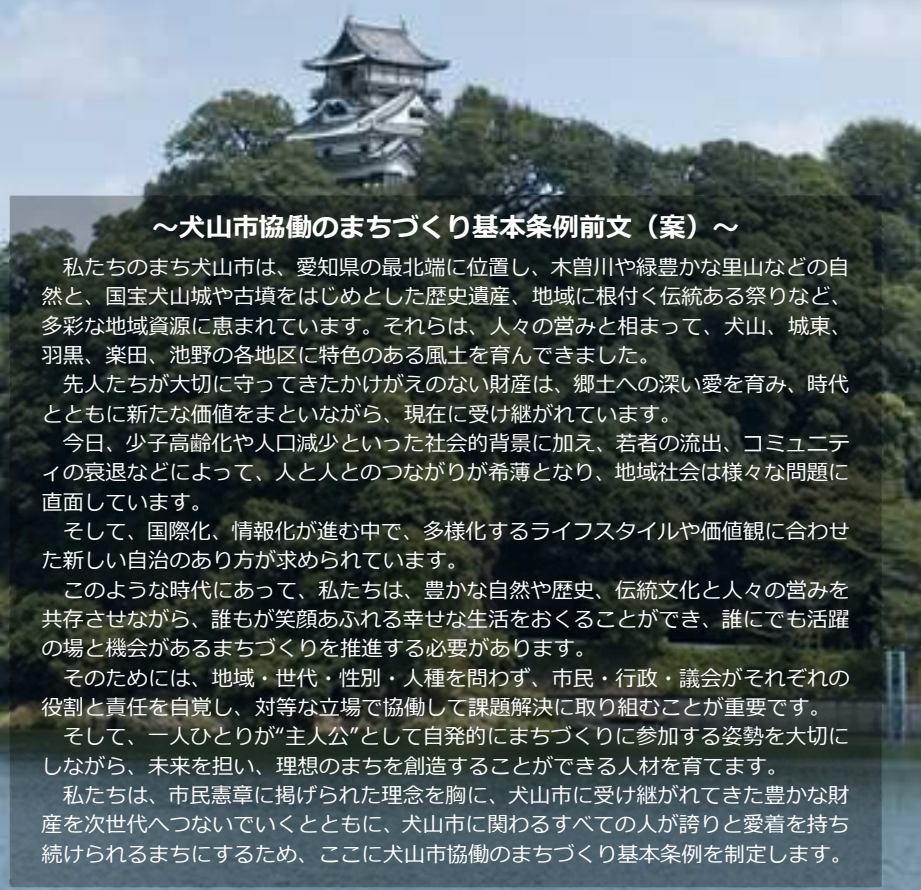


犬山市協働のまちづくり基本条例

概要版

いぬみらの意見集

～まちの未来のためにわたしたちが考えたこと～



いぬやま未来会議って？

通称「いぬみら」。

犬山市協働のまちづくり基本条例の制定に向けて、みんなが活躍するためのしくみやルールとしてどんなことを盛り込んだらよいかを考えるために結成されました。

メンバーは、公募による市民 22 名と市職員の有志 18 名により構成され、20 歳から 73 歳まで幅広い年齢層の方が参加しています。



どんな活動をしてきたの？

昨年 8 月の結成から、8 回にわたって会議を開催し、市民と市職員が一緒に勉強しつつ、楽しみながらも真剣に検討を行いました。

第 1 回から第 8 回までのテーマは以下のとおりです。

- 第 1 回 (8/28)
テーマ：『夢語り～まちづくりのルールを自分たちで！』
- 第 2 回 (9/19)
テーマ：『犬山ってどんなまち？こんなまち！』
- 第 3 回 (10/16)
テーマ：『協働のまちづくり基本条例の意義・役割って何？』
- 第 4 回 (11/15)
テーマ：『条例のホネグミづくり』
- 第 5 回 (12/19)
テーマ：『条例前文の素材づくり』
- 第 6 回 (1/22)
テーマ：『ホネグミの肉付け！①』
- 第 7 回 (2/5)
テーマ：『ホネグミの肉付け！②』
- 第 8 回 (3/12)
テーマ：『まとめ-みんなの意見の確認』

また、メンバー有志 9 人によるワーキンググループを立ち上げ、条例の前文案について 3 回にわたって協議しました（できあがったものが、表紙の前文案です）。

そして、会議の中でみんなで考えた「犬山市協働のまちづくり基本条例」の基本的な考え方、方向性を『意見集』としてとりまとめました。



～犬山市協働のまちづくり基本条例前文（案）～

私たちのまち犬山市は、愛知県の最北端に位置し、木曾川や緑豊かな里山などの自然と、国宝犬山城や古墳をはじめとした歴史遺産、地域に根付く伝統ある祭りなど、多彩な地域資源に恵まれています。それらは、人々の営みと相まって、犬山、城東、羽黒、楽田、池野の各地区に特色のある風土を育んできました。

先人たちが大切に守ってきたかけがえのない財産は、郷土への深い愛を育み、時代とともに新たな価値をまといながら、現在に受け継がれています。

今日、少子高齢化や人口減少といった社会的背景に加え、若者の流出、コミュニティの衰退などによって、人と人のつながりが希薄となり、地域社会は様々な問題に直面しています。

そして、国際化、情報化が進む中で、多様化するライフスタイルや価値観に合わせた新しい自治のあり方が求められています。

このような時代にあって、私たちは、豊かな自然や歴史、伝統文化と人々の営みを共存させながら、誰もが笑顔あふれる幸せな生活をおくることができ、誰にでも活躍の場と機会があるまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域・世代・性別・人種を問わず、市民・行政・議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、対等な立場で協働して課題解決に取り組むことが重要です。

そして、一人ひとりが“主人公”として自発的にまちづくりに参加する姿勢を大切にしながら、未来を担い、理想のまちを創造することができる人材を育てます。

私たちは、市民憲章に掲げられた理念を胸に、犬山市に受け継がれてきた豊かな財産を次世代へつないでいくとともに、犬山市に関わるすべての人が誇りと愛着を持ち続けられるまちにするため、ここに犬山市協働のまちづくり基本条例を制定します。